

東伊興指定訪問介護事業所 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 あすは会が開設する東伊興指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)を行う居宅介護・重度訪問介護(以下「居宅介護等事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「居宅介護員等」という。)が、障害者(児)に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

4 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(令和6年条例第15号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

6 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 東伊興指定訪問介護事業所
- 二 所在地 東京都足立区東伊興3-19-10国寿マンション105号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤)

管理者は、居宅介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者 1名以上（常勤 1名以上）

介護福祉士 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、指定重度訪問介護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。

三 居宅介護員等（常勤 1人以上、非常勤 1人以上）

介護福祉士 1名以上

2級課程修了者及び初任者研修又は実務者研修 1名以上

居宅介護員等は、障害者（児）の指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護の提供にあたる。

四 事務職員 1名以上（非常勤1人以上・もしくは管理者が兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間、サービスの提供）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日 ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について）

第7条 提供内容は、次のとおりとする。

一 居宅介護

身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護、通院介助

家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事、通院介助

二 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有するものに対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助

2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護等サービスが法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

3 第9条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

一 事業所から、片道おおむね10km未満 1,000円

二 事業所から、片道おおむね10km以上 1,500円

4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求め理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(事業の主たる対象者)

第8条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

- 居宅介護： 身体障害者（18歳未満の者を除く）
知的障害者（18歳未満の者を除く）
障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者）
精神障害者（18歳未満の者を除く）
難病等対象者（18歳未満の者を除く）
- 重度訪問介護： 身体障害者（18歳未満の者を除く）
知的障害者（18歳未満の者を除く）
精神障害者（18歳未満の者を除く）
難病等対象者（18歳未満の者を除く）

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、足立区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 居宅介護員等は、指定居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
(緊急時における対応方法)

(苦情解決)

第11条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市区町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために 緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業員への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症の発生・まん延防止のための対策)

第16条 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(3) 従業員に対する感染症の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(暴力団の排除)

第18条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

2、本規定の施行により、以前の規定は廃止します。